

昭和五十七年総理府令第四十一号

住宅・土地統計調査規則

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、並びに同法及び統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第八条第一項の規定を実施するため、住宅統計調査規則（昭和五十三年総理府令第二十五号）の全部を改正する総理府令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である住宅・土地統計を作成するための調査（以下「住宅・土地統計調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条 住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、全国及び地域別の住宅等及びこれらに居住している世帯に関する基礎資料を得ることを目的とする。

（定義）

第三条 この省令において「住宅」とは、一の世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築され、又は改造された建物又は建物の一部（建築中又は改造中のものを含む。）をいう。

2 この省令において「世帯」とは、住居（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第二条第一項に規定する住居をいう。以下同じ。）及び生計を共にする者の集まり又は独立して住宅に居住する単身者をいう。

3 前項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者で、その世帯の家事のために使用されるものは、同項の世帯を構成する者とみなす。

4 第二項の世帯を構成しない者で次に掲げるものは、同項の世帯とみなす。
一 第二項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者又はその集まり
二 ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他の営利を目的とする宿泊施設に住居のある単身者又はその集まり
三 前二号に該当しない単身者で住居を共にするものの集まり

四 前三号に該当しない単身者
五 この省令において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。
6 この省令において「世帯主」とは、第二項に規定する世帯を主宰する世帯員をいう。
7 この省令において「世帯の代表者」とは、第四項の規定による世帯を代表する世帯員をいう。

（調査時）

第四条 住宅・土地統計調査は、直前の住宅・土地統計調査を行った年から五年目に当たたる年（以下「実施年」という。）の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によつて行う（調査の対象）

第五条 住宅・土地統計調査は、第十二条第一項の規定により設定された単位区のうち総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）内に調査時に現在する住宅等及びこれらに居住している世帯（住宅以外で人が居住する建物（国勢調査令第二条第一号に規定する施設（第十三条の二第二項第一号において「寄宿舎等」という。）及び同令第二条第一項第二号に規定する病院又は診療所（第十三条の二第一項第四号において「病院等」という。）を除く。）及びこれに居住している世帯について、居住した期間及び居住しようとする期間を推算した期間が三月以上にわたる世帯が存在する建物及び当該世帯に限る。以下同じ。）のうちから総務大臣の定める方法により市町村長が選定したものについて行う。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯については、この限りでない。

一 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設
二 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条第十四号の規定により宮内庁が管理する皇室用財産である施設
三 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第八条第一項に規定する入国者収容所
四 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院
五 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所
六 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者が管理する施設

七 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第五十一条本文及び第五十二条第二項本文に規定する営舎並びに同令第五十六条に規定する営舎その他の施設
八 婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条第一項に規定する婦人補導院
九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定により日本国がアメリカ合衆国に対し使用を許している施設（調査事項等）

第六条 住宅・土地統計調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。

- 一 世帯に関する事項
イ 世帯主又は世帯の代表者の氏名
ロ 種類
ハ 構成
ニ 年間収入
二 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
イ 従業上の地位
ロ 通勤時間
ハ 子の住んでいる場所
ニ 現住居に入居した時期
ホ 前住居に関する事項
三 住宅に関する事項
イ 居住室の数及び広さ
ロ 所有関係に関する事項
ハ 現住居の名義
ニ 家賃又は間代等に関する事項
ホ 床面積
ト 建築時期
チ 設備に関する事項
リ 住宅の建て替え等に関する事項
リ 増改築及び改修工事に関する事項
又 耐震に関する事項
ル 世帯の存しない住宅の種類
ヲ 種類
四 現住居の敷地に関する事項
イ 所有関係に関する事項
ロ 所有地の名義
ハ 敷地面積
ニ 取得方法・取得時期等
五 現住居以外の住宅に関する事項
イ 所有関係に関する事項

第七條 削除

第七條 削除
（統計調査員）
第八条 住宅・土地統計調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

- 一 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第二条第一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員
二 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官
2 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区（市町村長から指定された調査単位区をいう。以下同じ。）内に在る住宅等及びこれらに居住している世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。
3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）

- ロ 利用に関する事項
ハ 所在地
ニ 建て方
ホ 取得方法
ト 建築時期
チ 居住世帯のない期間
リ 現住居以外の土地に関する事項
イ 所有関係に関する事項
ロ 利用に関する事項
ハ 所在地
ニ 面積に関する事項
ホ 取得方法
イ 取得時期
ロ 建物に関する事項
イ 建て方
ロ 構造
ハ 腐朽・破損の有無
ニ 建物全体の階数
ホ 敷地に接している道路の幅員
ヘ 建物内総住宅数
ト 設備に関する事項
二 総務大臣は、前項の様式を定めるときは告示する。
第七條 削除

は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、単
位区設定図の作成、統計調査員（指導員を除
く。以下「調査員」という。）に対する指導、
調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯
する事務を行うものとする。

4 特別の事情により調査員が第二項の事務の一
部を行うことができないときは、市町村長の定
めるところにより、指導員が当該事務を行うも
のとする。

5 都道府県知事は、統計調査員を設置したとき
は、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定
める事項を市町村長に通知し、及び総務大臣に
報告するものとする。

6 市町村長は、統計法施行令（平成二十年政令
第三百三十四号）別表第一備考第三号の規定に
より同表二の項第三欄第一号から第四号まで及
び第七号に掲げる事務（次条において「統計調
査員等に関する事務」という。）を処理する場
合において、統計調査員を設置したときは、当
該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事
項を都道府県知事に報告するものとする。

7 都道府県知事は、前項の規定による報告があ
つた場合には、その旨及びその内容を総務大臣
に報告するものとする。

**第九條 都道府県知事は、統計法施行令別表第一
備考第三号の規定により統計調査員等に関する
事務を市町村長に処理させることとしたとき
は、その旨を総務大臣に報告するものとする。
（委託の報告）**

第十條 市町村長は、統計法施行令別表第一備考
第三号の規定により同表二の項第三欄第二号か
ら第四号まで及び第七号に掲げる事務（同欄第
四号に掲げる事務にあつては、法第十五条第一
項の規定による立入検査等の実施及び当該立入
検査等の結果に基づく調査票の作成に関する事
務を除く。）（第十三条第一項及び第十五条第一
項において「調査票の配布・取集等に関する事
務」という。）を民間事業者に委託して行うこ
ととしたときは、その旨及び当該民間事業者に
使用される者の氏名その他総務大臣が定める事
項を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があ
つた場合には、その旨及びその内容を総務大臣
に報告するものとする。

第十一條 市町村長は、統計調査員に対し、都道
府県知事の発行するその身分及び指導員又は調
査員の別を示す証票を交付するものとする。

2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項
の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しな
ければならない。
（単位区の設定）

第十二條 市町村長は、実施年の二月一日現在に
より、直前に行われた国勢調査のため設定され
た調査区のうち総務大臣が指定する調査区にお
いて総務大臣の定める方法により単位区を設定
するものとする。

2 指導員は、前項の単位区の設定に関し、単位
区設定図の作成その他これに附帯する事務を行
い、及び市町村長に対しその定める期限までに
単位区設定図その他の関係書類を提出しなけれ
ばならない。

3 市町村長は都道府県知事に對しその定める期
限までに、都道府県知事は総務大臣に對しその
定める期限までに、それぞれ単位区設定図その
他の関係書類を提出しななければならない。

4 前三項に定めるもののほか、単位区の設定に
関し必要な事項は、総務大臣が別に定める。
（調査の方法及び期間）

第十三條 住宅・土地統計調査は、調査員（第八
条第四項の規定により調査員の事務の一部を行
う指導員を含む。次項及び第三項、第十五条並
びに第十六条第三項において同じ。）又は統計
法施行令別表第一備考第三号の規定により調査
票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に
委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民
間事業者を使用される者（次項及び第三項並び
に第十六条第三項において「民間事業者等」と
いう。）が調査票を担当調査単位区内の世帯こ
とに配布し、及び取集し、並びに質問すること
により行う。

2 調査員又は民間事業者等は、世帯員の不在等
の事由により、前項に規定する方法による調査
を行うことができないときは、第六条第一項第
一号イからハまで、同項第三号ア及び同項第七
号に掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に
質問することにより調査することができる。

3 調査員又は民間事業者等は、世帯の存しない
住宅については、第六条第一項第三号ル及びア
並びに同項第七号に掲げる事項を当該住宅を管
理する者その他の者に質問することにより調査
するものとする。

4 前三項の規定による調査は、実施年の九月十
五日から翌月二十三日までの間において行う。
（事務の委託）

第十三條の二 都道府県知事は、次に掲げる施設
の区域を区域とする調査単位区について、第八

条第二項の規定により調査員が行うこととされ
ている事務を当該施設を管理し、又は運営する
法人その他の団体に委託して行うことができる。
一 共同住宅又は長屋
二 寄宿舎等
三 社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年
法律第四十五号）第二条第一項に規定する社
会福祉事業に係る施設をいう。）及び老人福
祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二
十九条第一項に規定する有料老人ホーム（入
所により利用されるものに限る。）
四 病院等

2 前項の場合における次の表の上欄に掲げる規
定の適用については、同欄に掲げる規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句とする。

| | |
|-----------------|---|
| 第八条統計調査員 第二項 | 第十三条の二第一項の規 定により都道府県知事か ら調査員が行うこととさ れているこの項の事務を 委託された同条第一項各 号に掲げる施設を管理 し、又は運営する法人そ の他の団体（以下「委託 管理団体」という。） |
|-----------------|---|

| | |
|-----------------|--------|
| 第八条統計調査員 第三項 | 委託管理団体 |
|-----------------|--------|

| | |
|--|--------|
| 第八条統計調査員 （指導員を除 く。以下「調 査員」という | 委託管理団体 |
|--|--------|

| | |
|------------------------|--------|
| 第八条統計調査員 （市町村長 ） | 委託管理団体 |
|------------------------|--------|

| | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 第八条統計調査員 （市町村長 の意見を聴いて ） | 市町村長の意見を聴いて 都道府県知事 |
|-----------------------------------|-----------------------|

| | |
|------------------------|--|
| 第八条統計調査員 （設置した ） | 第十三条の二第一項の規 定により調査員が行うこ ととされている第二項の 事務を委託した |
|------------------------|--|

| | |
|---------------------------|---------|
| 第十一条統計調査員の 身分を示す証 票 | 委託管理団体証 |
|---------------------------|---------|

| | |
|-------------------------------|--------|
| 第十一条統計調査員 の身分及び委託 管理団体証 | 委託管理団体 |
|-------------------------------|--------|

| | |
|----------------|------------------|
| 調査員の別を示 す証票 | 委託管理団体に所属す る者 |
|----------------|------------------|

| | |
|------|--|
| その事務 | 第十三条の二第一項の規 定により委託管理団体が 行うこととされている 事務 |
|------|--|

| | |
|----|---------|
| 証票 | 委託管理団体証 |
|----|---------|

| | |
|---|--------|
| 第十三条調査員（第八 条第四項の規四項の規定により委託管 理の事務の一方指導員を含む。次項及 部を行う指導員第三項並びに第十六条 員を含む。次第三項において同じ。） 項及び第三項 、第十五条並 びに第十六条 第三項におい て同じ。） | 委託管理団体 |
|---|--------|

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| 第十三条調査員 第二項及 び第三項 | 委託管理団体の調査単位 区を担当する指導員 |
|-------------------------|--------------------------|

| | |
|---------|--------|
| 第十五条調査員 | 委託管理団体 |
|---------|--------|

| | |
|------------------------------|--------|
| 第十六条調査員 第三項及 び第十七 条 | 委託管理団体 |
|------------------------------|--------|

第十四條 市町村長は、天災事変その他避けるこ
とのできない事故のため、第十三条第四項に規
定する期間により難いときは、直ちに、その旨
を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があ
つた場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報
告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつた
場合には、地域を限り、第十三条第四項の期間
を別に定めることができる。

4 総務大臣は、前項の規定により期間を別に定
めたときは、その旨を告示するものとする。
（立入検査等）

第十五條 調査員又は市町村長が統計法施行令別
表第一備考第三号の規定により調査票の配布・
取集等に関する事務を民間事業者に委託して行

う場合の当該市町村の職員（次項において「特別市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第三号、同項第四号並びに同項第七号ロ及びハに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。

2 総務大臣は、調査員又は特別市町村の職員に対し、法第十五条第一項の規定による立入検査のための証明書を交付する。

（報告の義務及び方法）

第十六条 住宅・土地統計調査に当たっては、第六条第一項に掲げる事項について、世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。

2 世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前項の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うものとする。

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。

（調査票等の提出）

第十七条 調査員及び指導員は市町村長に対しその定める期限までに、市町村長は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。

（結果の公表等）

第十八条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（調査票等の保存）

第十九条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第六条第一項第一号に掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年四月二〇日総理府令第一六号）

この府令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五九年六月二九日総理府令第三五号）
この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六三年五月二五日総理府令第三三三号）
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年五月一〇日総理府令第二三三三号）
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年五月二一日総理府令第三〇〇号）
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月二一日総理府令第七号）
この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令は、公布の日から施行する。
2 この府令の施行後最初の住宅・土地統計調査の実施についての新規則第四条の規定の適用については、同条中「直前の住宅・土地統計調査を行った年から五年目に当たる年」とあるのは、「平成十年」とする。

附 則（平成一二年三月三〇日総理府令第三三三三号）
この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年八月一四日総理府令第九〇号）抄
この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一五年三月一八日総務省令第三八号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月二一日総務省令第五八号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一日総務省令第五号）抄
この省令は、平成二〇年二月一日から施行する。

附 則（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一〇日総務省令第一四一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成二三年六月三日総務省令第五三三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年五月七日総務省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年五月二三日総務省令第三〇〇号）
この省令は、公布の日から施行する。